

歳入確保WG・歳出改革WGにおける検討結果報告

～ 財政の健全化に向けた集中取組について ～

《 中間とりまとめ 》

歳入確保WG・歳出改革WG

平成28年7月

はじめに

第Ⅰ章 三重県財政の現状と課題

1 これまでの三重県財政の状況と課題

- (1) 歳入・歳出全体の状況
- (2) 歳入の状況
- (3) 歳出の状況
- (4) 危機的な三重県財政の状況

2 今後の三重県財政の見通し

- (1) 三重県の中期財政見通し（平成28年度～31年度）
- (2) 国と地方全体の財政状況

第Ⅱ章 財政の健全化に向けた基本的な考え方

1 基本的な考え方

2 具体的な目標

3 県民の皆さんや関係する市町、県職員に向けて

第Ⅲ章 財政の健全化に向けた具体的方策

～「集中取組期間」に重点的に取り組むもの～

1 歳入

- (1) 県税収入の確保
- (2) 財産の有効活用、未利用財産の売却促進
- (3) 使用料・手数料の見直し
- (4) その他の歳入確保

2 歳出

- (1) 公債費・投資的経費の抑制
- (2) 県単独補助金の見直し
- (3) 社会保障関係経費のあり方
- (4) 総人件費の抑制
- (5) その他の歳出見直し

3 予算編成の仕組み

- (1) 現行の予算編成プロセスについて
- (2) 事業の選択と集中をより一層図る仕組みについて

第Ⅳ章 第二次行動計画等との関係について

1 第二次行動計画との関係について

2 第二次行革取組との関係について

付属資料

- ① 財政健全化に向けた庁内検討組織の設置について
- ② 平成15年12月5日付け「県単補助金の見直し方針」の写し

はじめに

本県の財政状況は、歳出面では、社会保障関係経費が医療・介護の自然増等により引き続き増加している状況にあることや、公債費が今後の県債償還のピークに向けて近年大きく増加していること、人件費において高齢層職員の割合が高く、退職手当も高い水準にあることなどの構造的な要因により、財政の硬直化が急速に進んでいます。

また、歳入面では、これまで活用してきた土地開発基金繰入金、住宅供給公社清算金収入などの臨時収入の皆減に加え、財政調整基金の積み上がりが不足している状況から、巨額の財源不足が生じやすい状況になっており、平成 29 年度以降の予算編成に向けては、歳入歳出全般にわたる抜本的な対策が不可欠な情勢となっています。

このため、平成 28 年度を初年度とする「第二次三重県行財政改革取組」を着実に推進するとともに、さらに、機動的な財政運営の確保に向けて、より具体的で効果的な方策を検討するため、庁内横断的な検討組織として、三重県行財政改革推進本部に「歳入確保ワーキング・グループ」及び「歳出改革ワーキング・グループ」の2つのワーキング・グループが設置されたところです。

ワーキング・グループでは、4月22日の発足以来、本県財政の現状や課題の把握・分析に努めるとともに、その改善のための具体的方策について精力的に検討を重ねてきました。

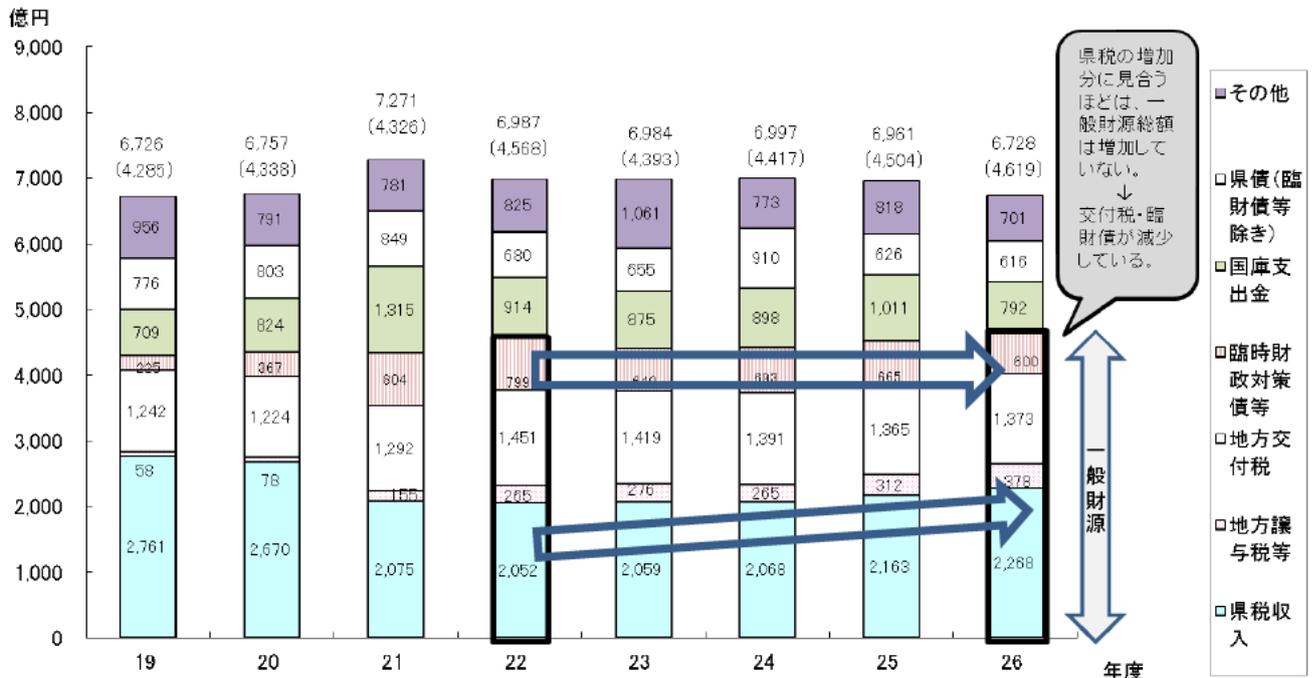
このたび、中間段階ではありますが、これまでの検討結果をとりまとめましたので、行財政改革推進本部におかれましては、この報告書をご査収いただきますとともに、今後の県財政の健全化に役立てていただきますようお願いいたします。

第 I 章 三重県財政の現状と課題

1 これまでの三重県財政の状況と課題

(1) 歳入・歳出全体の状況

① 普通会計歳入の推移



※普通会計とは、財政比較などのために、全国統一的に用いられる会計のことで、一般会計と特別会計の一部を合わせたもの。

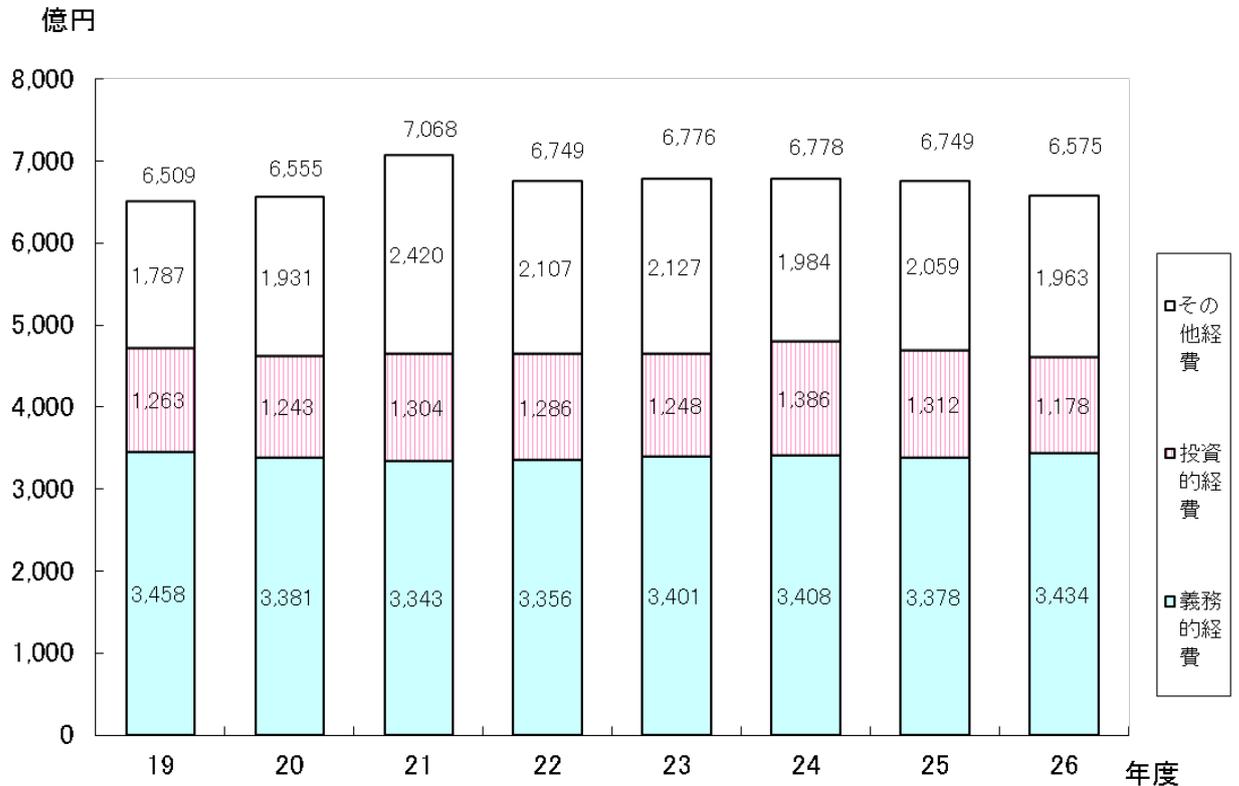
※（ ）内は、一般財源収入の総額。

※「地方譲与税等」とは、「地方譲与税」及び「地方特例交付金」をいう。

※「臨時財政対策債等」とは、「臨時財政対策債」、「減収補てん債（特例分）」及び「減収補てん債」をいう。

- 普通会計の歳入全体の規模は、平成 21 年度に国の経済対策に伴い国庫支出金等が増加したことなどから 7,000 億円台となりましたが、その後は減少傾向にあります。
- 県税収入など用途が特定されていない一般財源は、平成 24 年度以降、国の地方財政対策と経済の回復などにより増加しましたが、本県は、普通交付税の交付を受ける交付団体である点に留意が必要です。交付団体においては、県税収入が増加すると地方交付税及び臨時財政対策債が減少する仕組みとなっているため、一般財源総額は、県税収入の増加に見合うほどは増加していません。
- 県債（臨時財政対策債等を除く）は、平成 22 年度以降は、国の経済対策や災害復旧等への対応があった平成 24 年度を除き、600 億円台で推移しています。

② 普通会計歳出の推移



- 普通会計歳出全体の規模は、平成 22 年度以降、6,700 億円台で推移してきましたが、平成 26 年度は 6,500 億円台に減少しています。
- 義務的経費〔人件費、扶助費（生活保護などの福祉的な支援を行う経費）、公債費〕は、3,300 億円から 3,400 億円で推移してきていますが、直近の平成 26 年度は、増加に転じた平成 22 年度と比較しても、増加しています。
- 投資的経費（公共事業をはじめとした社会資本整備や公共施設の建設などハード事業を行うための経費）は、1,200 億円台から 1,300 億円台で推移してきましたが、平成 26 年度は 1,100 億円台に減少しています。
- その他経費には、地方消費税市町交付金、介護給付費県負担金、後期高齢者医療費県負担金など義務的経費に準じた費用が含まれていますが、平成 22 年度以降は、1,900 億円台から 2,100 億円台で推移しています。

(2) 歳入の状況

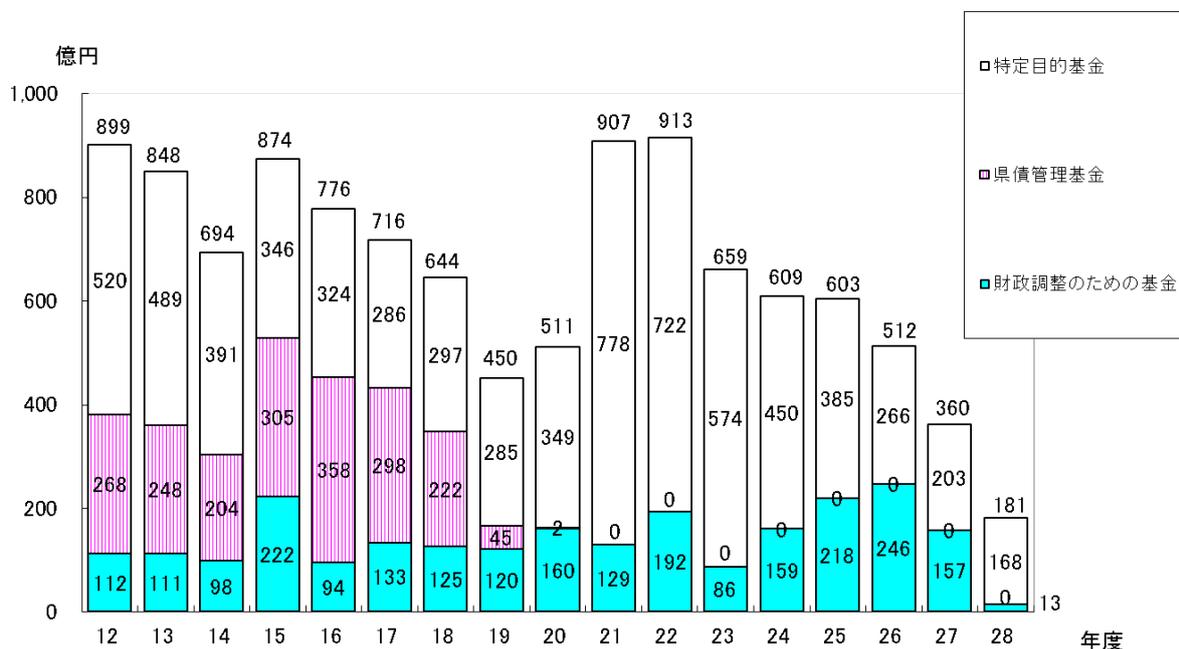
① 県税収入の推移



※普通会計決算ベース（平成 28 年度は 1 号補正後数値、平成 27 年度は最終予算額）

- 県税収入は、平成 19 年度から三位一体改革による国からの税源移譲に伴い、大幅に増加しましたが、平成 21 年度から世界的経済危機により景気が悪化したことに加え、地方法人特別税が創設されたこともあり、大幅に減少しました。平成 23 年度以降は、国・地方の経済政策効果や地方消費税及び法人事業税の税率引き上げもあり増加しています。

② 基金残高の推移

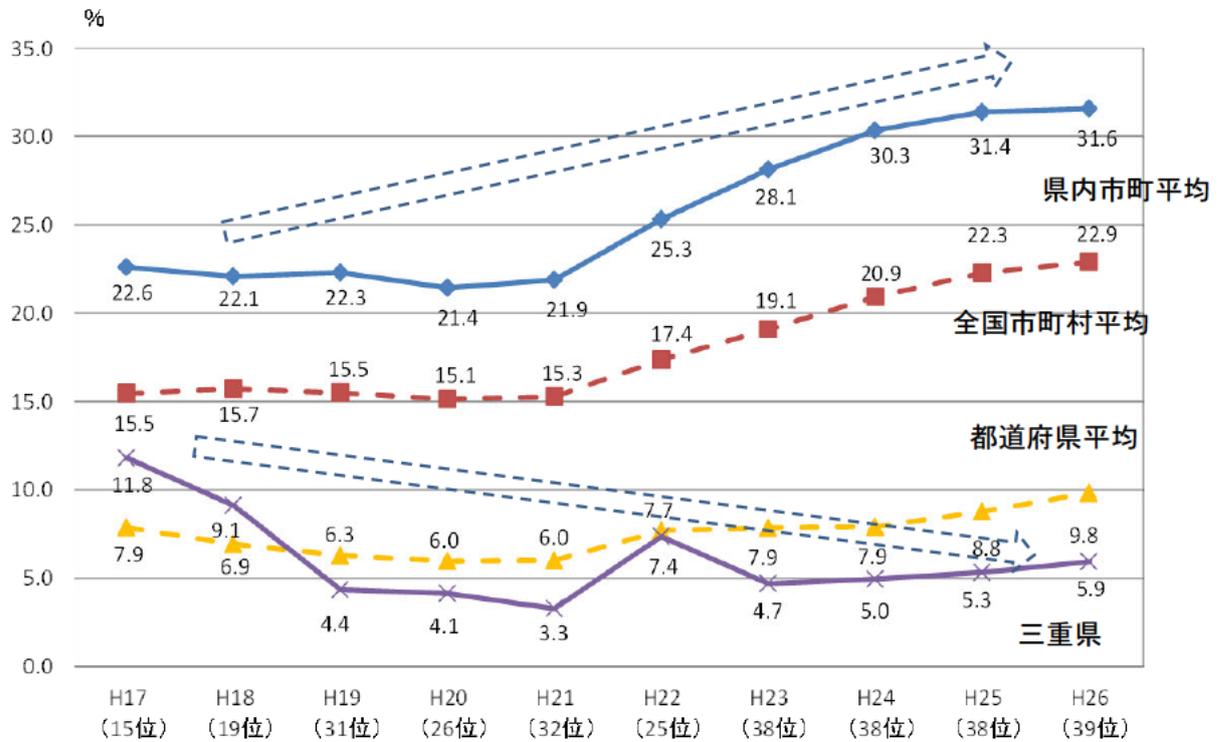


※平成 27 年度は最終補正予算後、平成 28 年度は 6 月補正予算後の年度末残高見込。

- 基金残高は、平成 21 年度及び平成 22 年度に国の補正予算に伴う基金の創設等により、特定目的基金の残高が大きく増加しましたが、その後は減少しています。この結果、平成 28 年度末残高は、平成 22 年度末残高の 20%程度と大きく減少しています。
- 税収や地方交付税のみでは財源が不足する場合において、当該不足額を穴埋めするために財政調整のための基金を取り崩して対応してきましたが、その残高は、平成 28 年度 6 月補正予算後で約 13 億円となっています。今後、平成 27 年度の決算剰余金を基金へ積み戻しすることで一定の増加は見込まれますが、平成 27 年度最終補正後との比較では大きく減少しています。

③ 財政調整基金等の推移

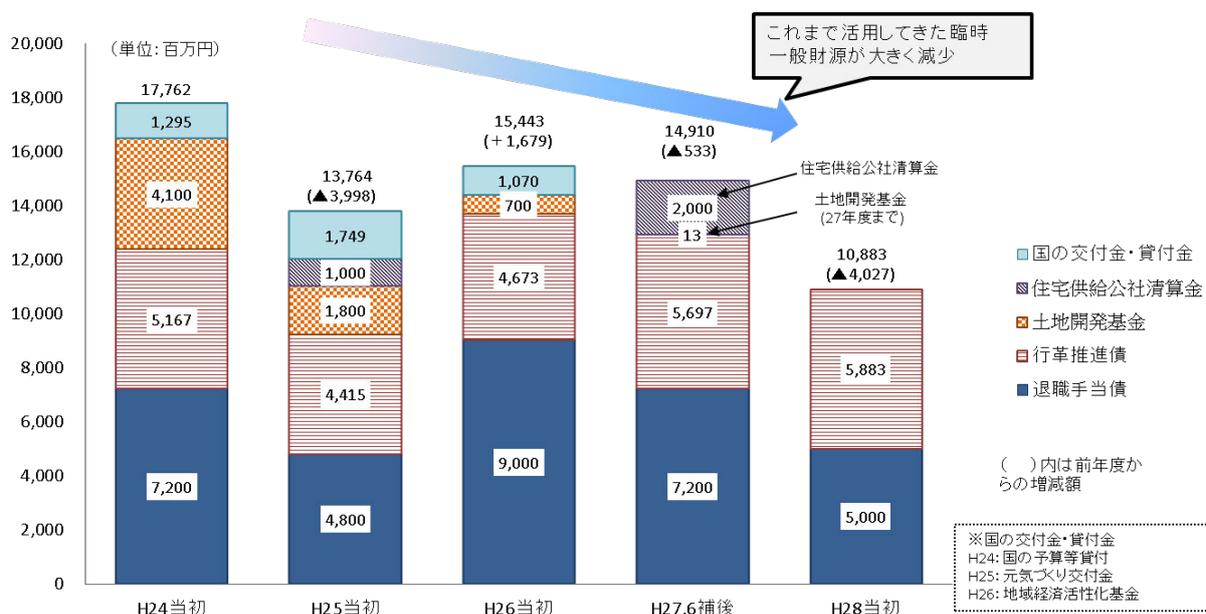
【（財政調整基金＋減債基金）／標準財政規模の推移】



※財政調整用の基金として、財政調整基金と減債基金（満期一括償還に備えて積み立てたものは除く）とした。
 ※（ ）は、三重県順位。

- 「標準財政規模」とは、税と地方交付税の総額に相当するもので、個人の家計に例えれば年収額にあたるものです。
- 上記のグラフは、個人の家計で言えば、年収に占める貯金の割合を示したものです。
- 本県の財政調整のための基金（財政調整基金と減債基金の合計）残高の標準財政規模に対する割合は、平成 26 年度では 5.9%であり、年収の 5.9%分しか貯金がない状況です。
- これは、都道府県平均、県内市町平均のいずれも下回っており、全国でも低水準（39 位）となっています。

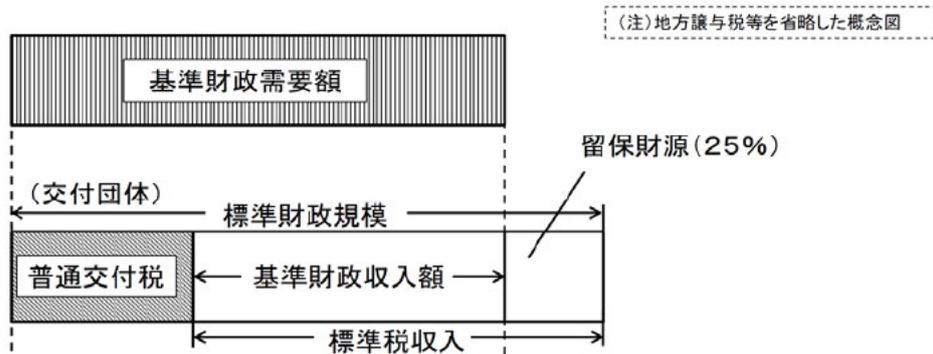
④ 臨時一般財源の推移



- 平成 28 年度当初予算における臨時一般財源（臨時的に使える一般財源で、経常的に存在するものではない。）は、地方債である退職手当債と行政改革推進債のみとなっています。
- 平成 28 年度と平成 24 年度と比較すると、これまで活用してきた土地開発基金からの取り崩しや住宅供給公社清算金の減少等により、約 69 億円の減少となっており、本県の財政運営が一層厳しくなった要因の一つと考えられます。

【参考① 普通交付税の仕組み】

- 各団体の普通交付税の額は、
 $\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{財源不足額}$ で表されますが、このうち基準財政収入額は、標準的な税収入の75%が算入されることとなります。
- 県税収入（標準的な税収入）が増加する場合、その75%が基準財政収入額に算入されるため、その分、普通交付税が減少することとなります。
- したがって、当該団体の収入として増加するのは、増加した標準的な税収入の25%（「留保財源」という）となります。



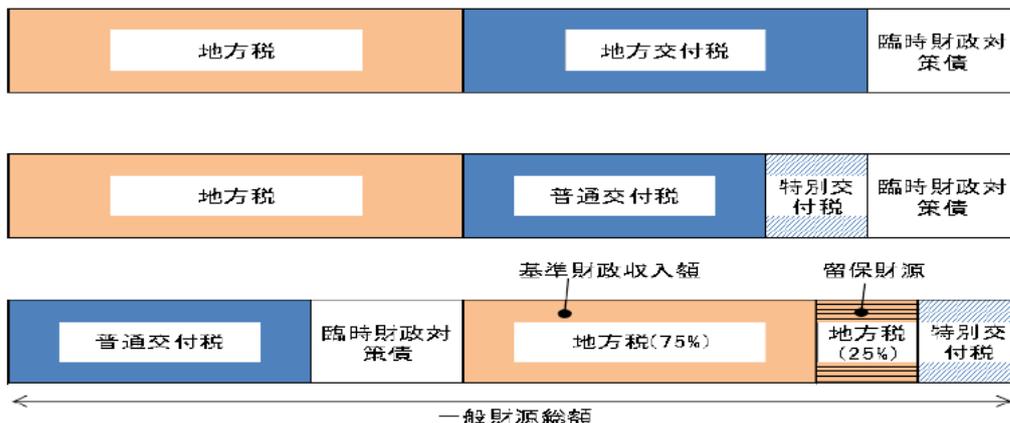
【参考② 地方財政計画における一般財源総額】

- 地方財政計画における普通交付税の交付団体ベースでの一般財源総額は、簡略化するために地方譲与税を除くと、
 $\text{地方交付税} + \text{地方税} + \text{臨時財政対策債}$

となります。
- このうち、地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分けられ、地方税は、基準財政収入額（75%）と留保財源（25%）に分けられるので、一般財源総額は、
 $\text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債} + \text{基準財政収入額} + \text{留保財源} + \text{特別交付税}$

と表すことができます。
- 地方財政計画における一般財源総額が一定の下で、地方税が増加する場合は、地方交付税+臨時財政対策債が減少することとなります。

自治体の一般財源の内訳



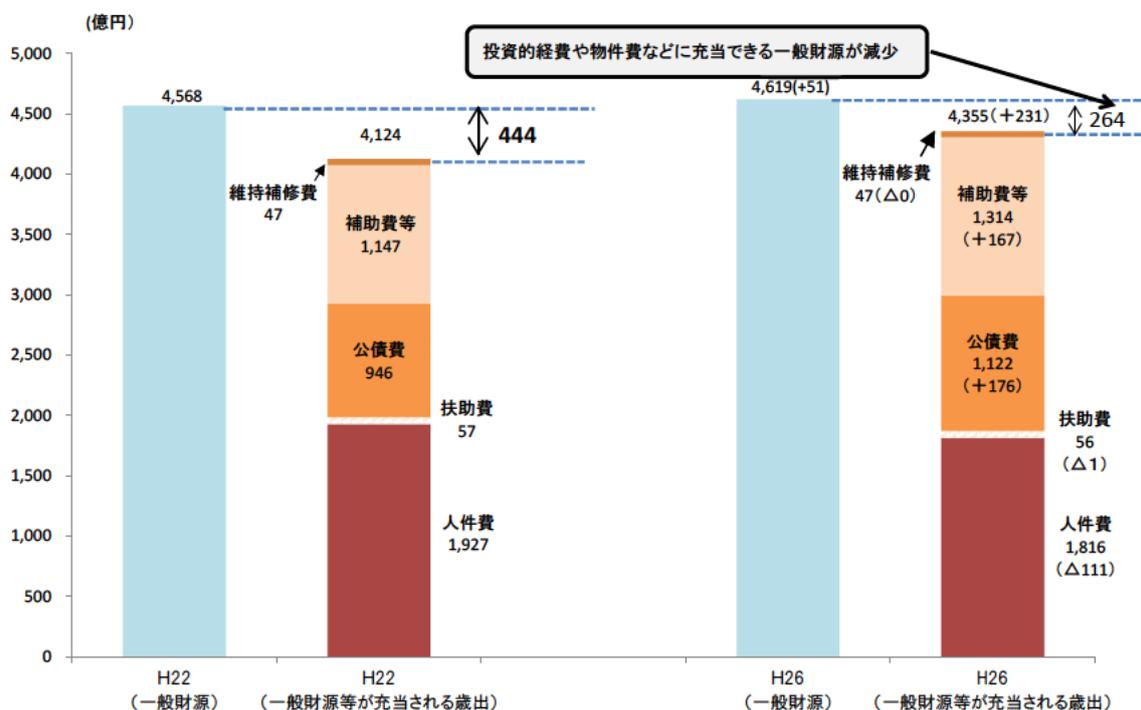
【参考③ 「三重県行財政改革取組」における取組概要と実績】

平成24年度から平成27年度までの「三重県行財政改革取組」のうち、「税収確保対策」と「新たな財源確保対策」の実績は以下のとおりです。

取組項目	具体的取組	概要	実績(百万円単位)				
			H24	H25	H26	H27	
税収確保対策	個人住民税の徴収対策の推進	個人住民税の特別徴収について、平成26年5月に県内全市町が一斉に特別徴収義務者の指定の徹底を開始し、27年度も継続して実施。特別徴収の割合は、平成21年度の取組開始時の66.0%から87.85%(全国2位)まで上昇。(※全国1位は山形県で87.94%)	260	270	550	590	
	市町と連携したより効果的な徴収方や徴収体制の検討	三重地方税管理回収機構による滞納整理拡充事業(個人住民税をはじめとする少額滞納案件を大量に引き受け処理する仕組み)が平成27年4月から開始。	H27から導入のため実績なし			80	
	県民が納税しやすい環境の整備	自動車税について、平成26年度からクレジットカード納税を実施。なお、当該取組は納税環境の充実であり、自動車税の税収が増える訳ではない。 【自動車税の収入実績】 H24:284億円⇒H27:275億円(H27はH28.3末時点)	H26から導入のため実績なし		300	510	
新たな財源確保対策	多様な財源の確保策の導入	うち公用車広告	0.47	1.35	1.75	1.61	
		うちオフセットクレジット	0.05	0.22	0.26	0.28	
		うち封筒やバナー広告、自販機設置	0.07	0.17	32.02	15.70	
		うちネーミングライツ	H26から導入のため実績なし			5	10
	新たな税の検討	平成26年度から「みえ森と緑の県民税」を導入し、税収を基金に積み立て、森林や里山整備、森林環境教育等の事業費に充当。	H26から導入のため実績なし			810	940
	ふるさと納税の推進	平成24年12月からインターネットの利用を開始、平成27年8月から伊勢志摩サミットをふるさと納税の項目に追加(平成28年5月で終了)。	3.85	2.42	3.21	33.70	
未利用の県有財産の積極的な売却	従来の入札に加え、インターネットオークションに積極的に取り組むことで売却を促進。	160	470	80	2		
合計			424	744	1,782	2,183	

(3) 歳出の状況

① 一般財源の充当先

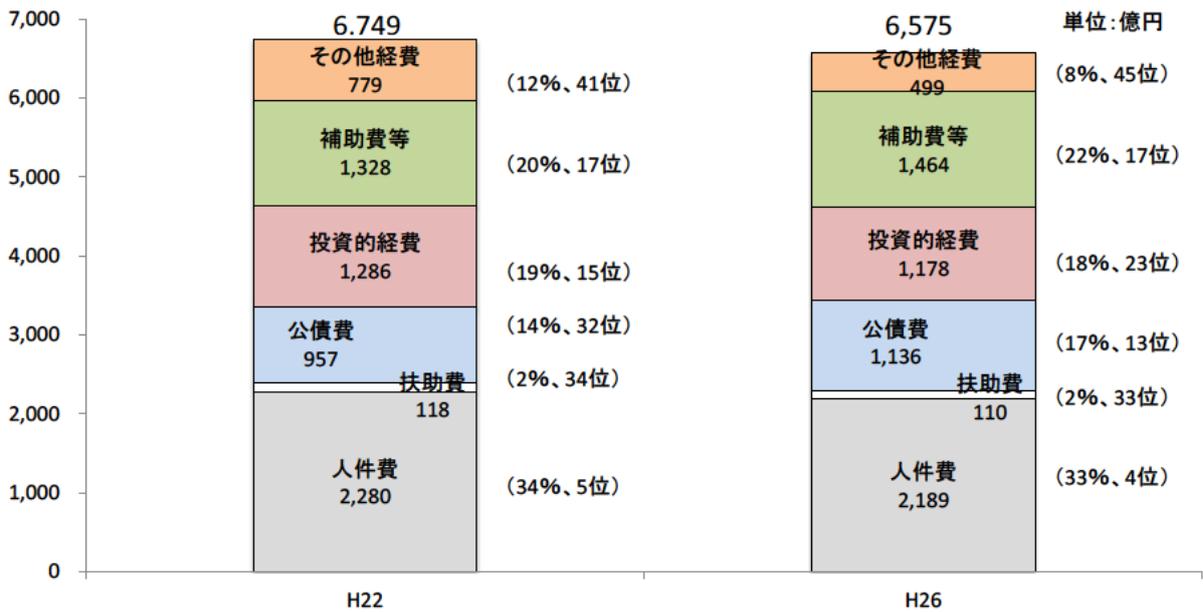


※ 物件費とは、人件費、扶助費、補助費等、維持補修費以外の消費的な性質を有する経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

※ 用途が特定されない財源としては、一般財源以外に、目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等があり、H22年度は295億円、H26年度は226億円となっている。

- 県の政策判断で独自の行政サービスや、新規の需要に対して機動的に対応していくためには、県の財政状況に一定の弾力性が保たれている必要があります。
- この財政の弾力性は、県が自由に使える一般財源の中で、毎年決まって支出しなければならない経費（經常経費）が増えれば増えるほど低くなります。
- 上記のグラフは、一般財源に占める經常経費の状況を表したものです。
- 本県の一般財源の充当先は、人件費、公債費、補助費などの經常経費が大半を占めている状況であり、財政の弾力性が低いことが分かります。
- また、平成22年度から26年度にかけて、一般財源の総額は50億円程度の微増にとどまったのに対し、經常経費は230億円程度増加したことから、經常経費以外の政策的な経費に充当できる余地が縮小（444億円から264億円に縮小）したことが分かります。

② 歳出構造の変化



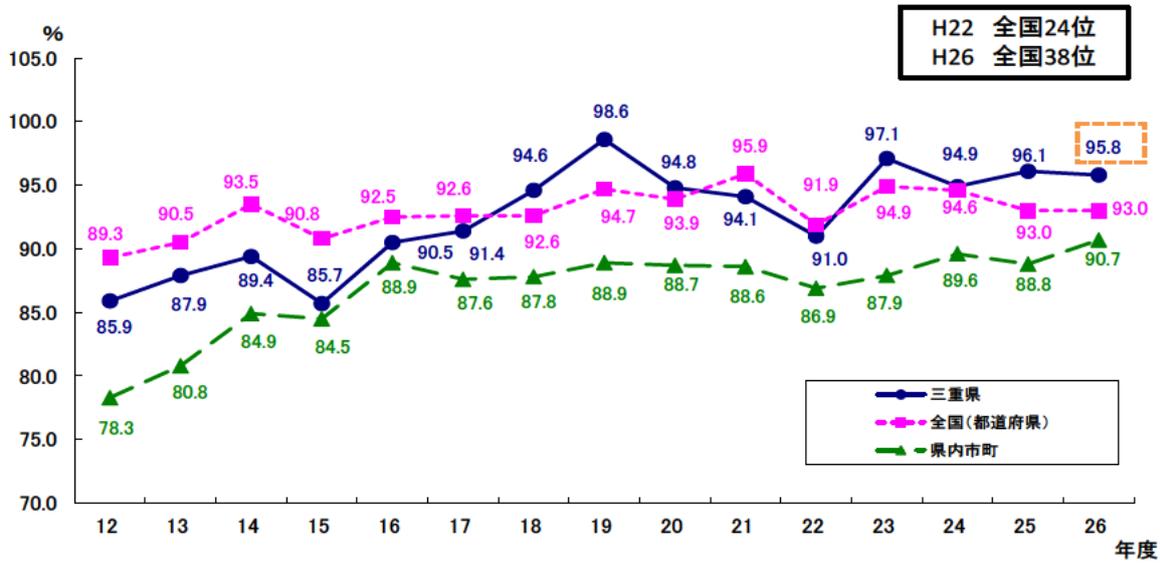
※ () 内は、歳出総額に占める割合及びその全国順位。

※ 扶助費とは、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※ 補助費等とは、他の地方公共団体や法人等に対する支出のほか、報償費等も含まれる。

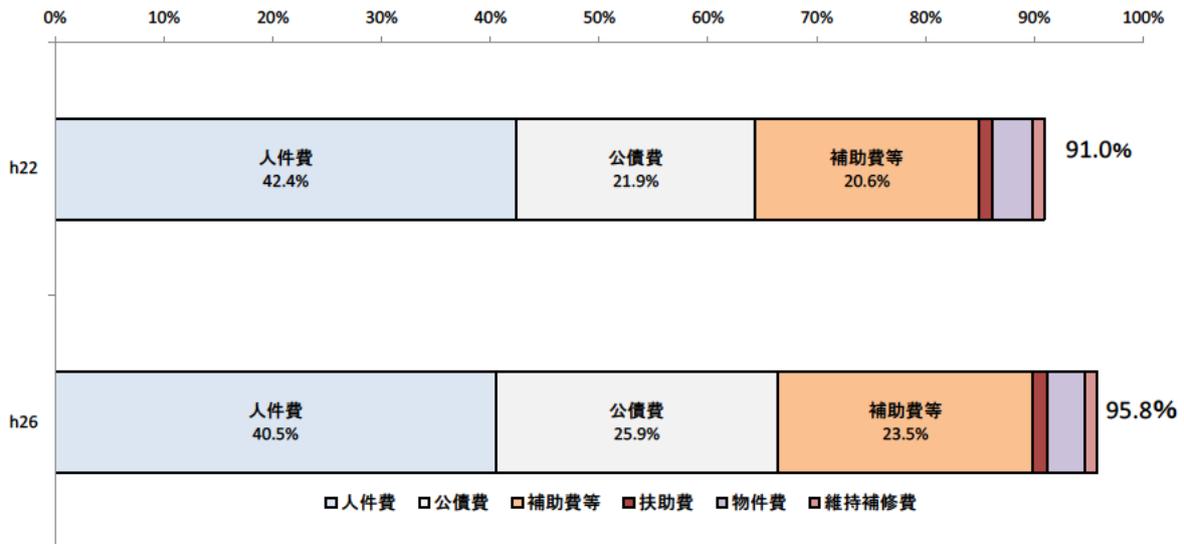
- 財政の弾力性をどのように確保していくかを検討するにあたって、まずは歳出構造を分析する必要があります。
- 歳出のうち義務的な経費を見直すことは容易ではありませんが、弾力性が不足している現状においては、その水準などについて改めて見直す余地がないのか確認する必要があります。
- 上記のグラフは、本県の歳出構造について、一般財源収入が同水準であった平成22年度と平成26年度を比較したものです。
- 平成22年度から26年度にかけて、公債費が957億円から1,136億円へ179億円、補助費等が1,328億円から1,464億円へ136億円と大きく伸びていることが分かります。
- 人件費については、額は減少したものの、歳出総額に占める割合が30%以上と高く、かつ全国の中でも高水準にある点に留意が必要です。

③ 経常収支比率



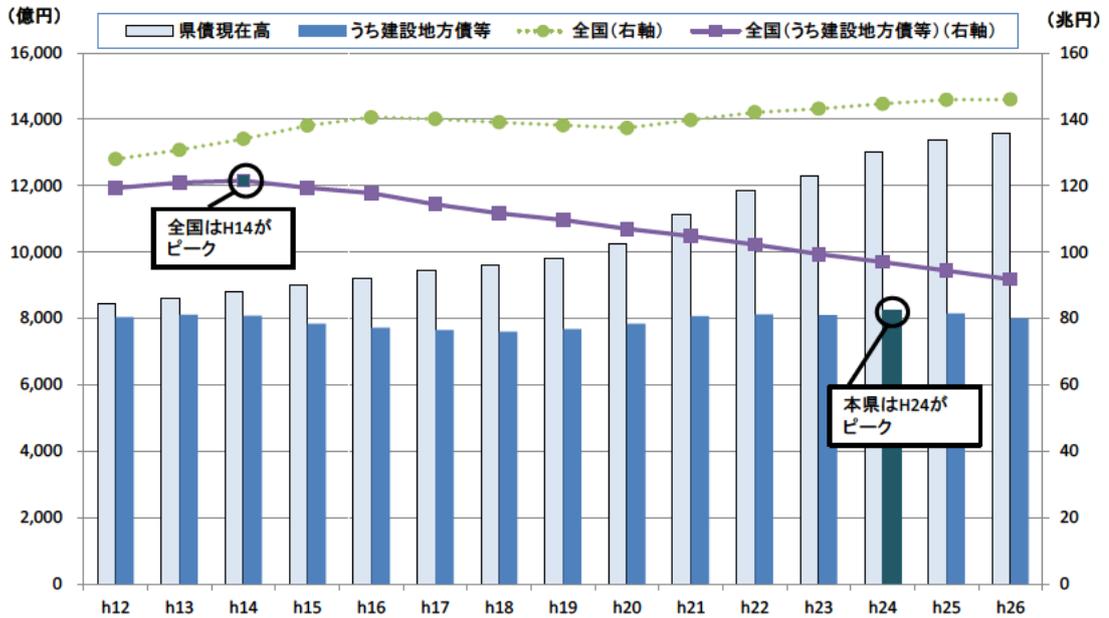
※ 経常収支比率とは、県税、普通交付税など、毎年経常的に収入されるもので、地方公共団体が自由に使える財源のうち、人件費、扶助費、公債費など毎年経常的に支出される経費に充てられた財源の占める割合のことで、率が高いほど財政の弾力度が低いことを示す。

- 財政の弾力度を表す経常収支比率については、本県では平成16年度以降、11年連続で90%を超えており、かつ増加傾向にあります。
- 平成26年度においては95.8%となり、比率の小さい(弾力性がある)方から順位付けすると、全国で第38位となっており、平成22年度の第24位と比較しても、財政の弾力性がますます失われていることが分かります。



- 経常収支比率の内訳を見ると、人件費、公債費及び補助費等がその大半(平成26年度は約9割)を占めていることに留意する必要があります。

⑤ 県債残高の推移



※ 建設地方債等とは、県債から、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等を除いたもの。

- 上記のグラフは、起債の現在高について、本県（棒グラフ）と全国（折れ線グラフ）の推移を示したものです。
- 県債には、臨時財政対策債のように国の交付税措置により県の負担が少ないものと、建設地方債のように交付税措置がない又は少ないものがあります。また、臨時財政対策債は、県の裁量により発行をコントロールできるものではないことから、県債残高全体と、そこから臨時財政対策債等を除いた建設地方債等の残高とを分けて示しています。
- 本県の県債現在高は、平成20年度に1兆円を超え、その後も、年々増加しています。建設地方債等に限れば、平成24年度をピークに減少に転じています。
- 一方、全国的には、建設地方債等の現在高は、平成14年度以降、減少に転じています。
- このことから、全国的に、建設地方債の償還にかかる負担が平成14年度以降は軽くなってきている一方で、本県では全国の負担のピークから10年遅れているため、依然として公債費の負担が重いことがわかります。

【参考④ 起債に対する交付税措置】

起債メニュー	交付税措置
臨時財政対策債	元利償還金の100%を基準財政需要額に算入
災害復旧事業債（補助）	〃 95% 〃
全国防災事業債	〃 80% 〃
公共事業等債（一部）	〃 50% 〃
補正予算債（H13～）	〃 50% 〃
一般単独事業	なし
退職手当債	なし
行政改革推進債	なし

交付税措置割合低くなる

・県が起債をして後年度に償還をする際に、その財源全てを県費によるのではなく、交付税が措置されることで、県費負担が軽減される場合があります。

・交付税措置は、全ての起債に対して一様ではなく、起債メニューによって差がありますが、主なものを上表にまとめています。

・このうち補正予算債については、交付税措置が手厚くされるため、これまで積極的に活用してきたところです。

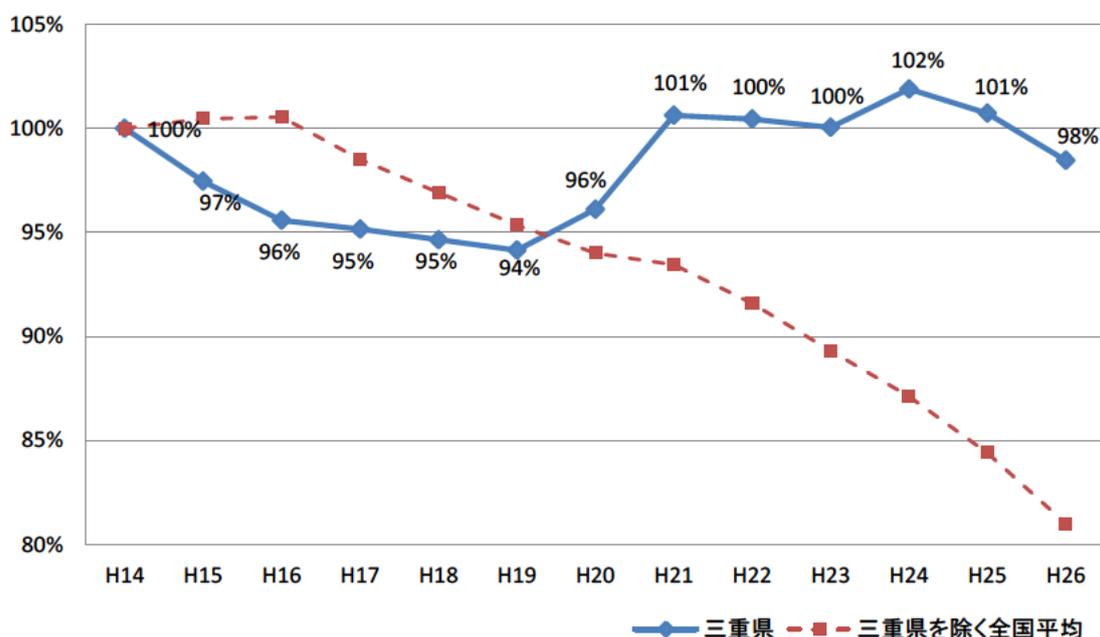
・平成4年から平成12年までは、補正予算債の償還額に対して、80%が交付税措置されてきました。

・その後、平成13年度から交付税算入率が引き下げられ、平成14年度以降は、ほとんどが50%のみの措置となっている状況です。

・よって、補正予算債といえども、理論上、半額は県費負担を伴うものであるため、今後は、安易に発行することがないように注意が必要です。

・一方、行政改革推進債は、そもそも交付税措置がなされないため、起債残高を抑制し、公債費を減少させるためには、その活用を前提とした事業予算にしないことが重要です。

⑥ 普通建設事業に充当した地方債残高の推移（平成14年度を100とした場合）

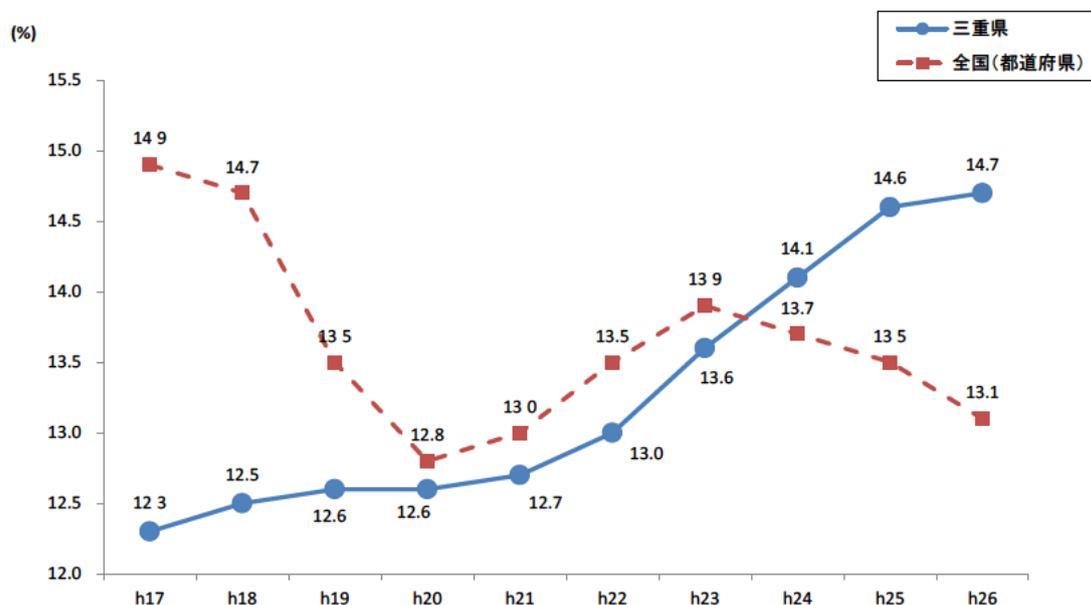


※ 普通交付税の算定項目の一つである「地域の元気創造事業費」において、行革努力の指標として「地方債現在高削減率」が用いられているが、当該削減率は、全国数値がピーク時であった5年間（平成12年～16年度）の平均と直近5年間の平均により算定されており、この考え方を参考とした。起点は、平成12年～16年度の間年である平成14年度とした。

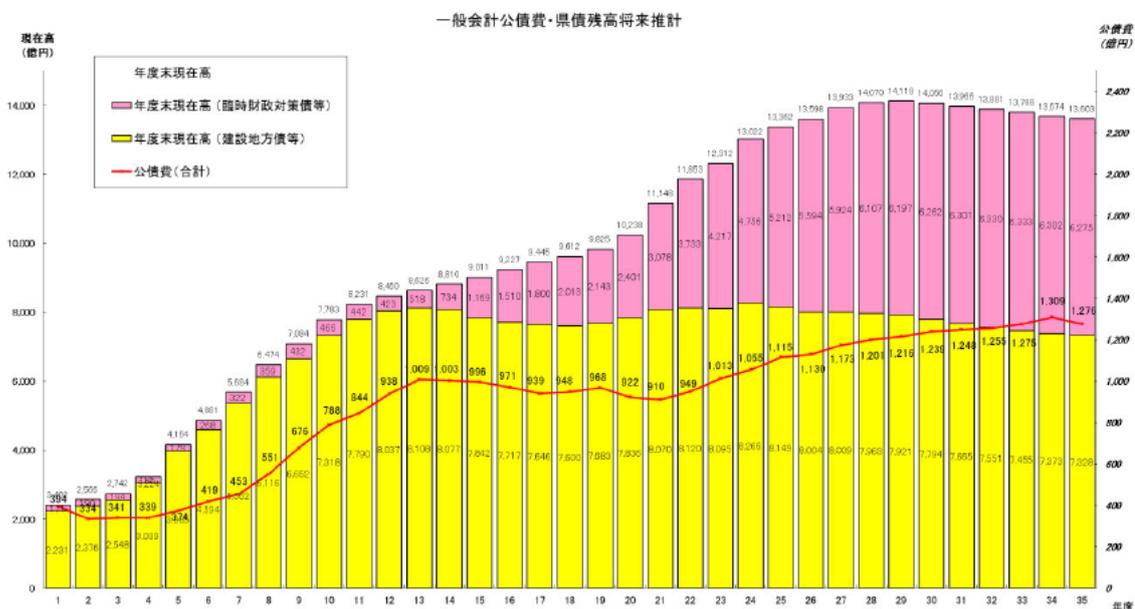
※ 普通建設事業（災害復旧事業は含めていない）に充当した地方債残高を表すものとして、地方債残高合計から臨時財政対策債、退職手当債、減収補てん債を除いたものを用いた。

- 上記のグラフは、国の補助を受けて行う公共事業や県単独で行う公共事業（普通建設事業）の財源として充当した地方債の残高について、平成14年度からの推移を示したものです。
- 平成14年度の残高を100%とすると、全国平均は80%程度まで減少していることから、全国的には普通建設事業に対して起債を控えてきていることが分かる一方で、本県では横ばいが続いています。
- 本県の起債残高が横ばいしていることは、その返済にあたる公債費の負担がこの10年間は軽くなってきておらず、負担が高止まりしていることを示しています。

⑦ 実質公債費比率



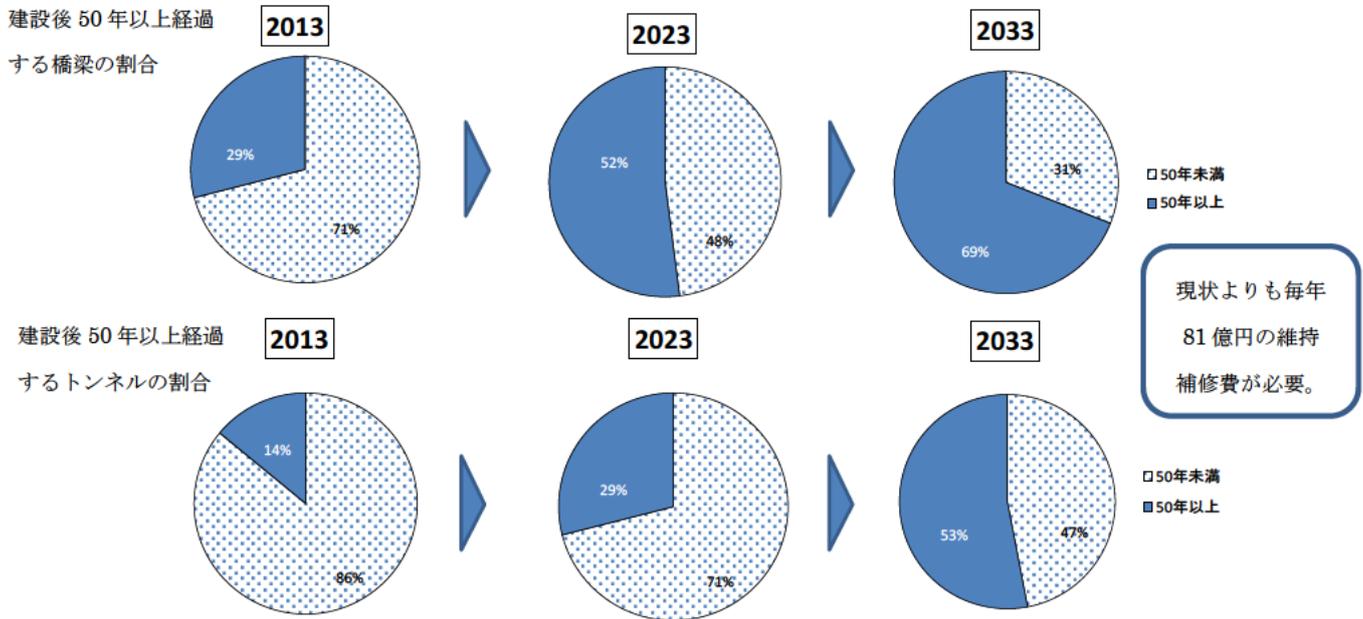
※ 実質公債費比率は、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合。当該年度の公債費負担の大きさを示す指標である。



○ 前頁の地方債残高の推移と同様に、全国的には実質公債費比率は近年下降傾向にあるのに対し、本県では上昇を続けています。

○ さらに、本県の公債費は平成34年度まで増加し続ける見込みとなっており、今後の財政を一層圧迫することが懸念されます。

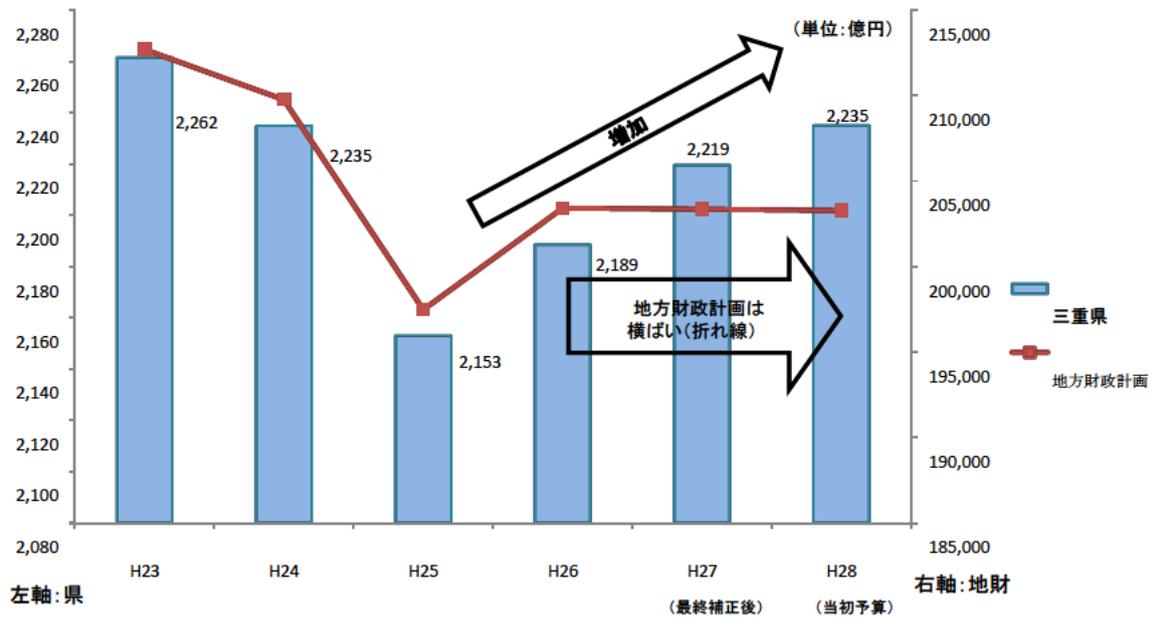
⑧ 建設後 50 年以上経過する橋梁・トンネルの割合（2013 年度→2033 年度）



※ 「みえ公共施設等総合管理基本方針」より

- 上記のグラフは、本県が管理する橋梁、トンネルのうち、建設後 50 年以上経過するものの割合について、2013 年時点から 2033 年までの見込みを示したものです。
- これらのインフラは、高度経済成長期以降集中して整備されたものが多く、老朽化が進んでおり、建設後 50 年以上を経過してくるため、今後は補修・更新経費の増大が見込まれています。
- 本県の維持補修費は、平成 26 年度決算で 53 億円となっていますが、仮に、今後も現状の施設規模を維持していくとすると、今後 40 年間は、現状よりも 81 億円高い水準が続くと試算されています。

⑨ 人件費の推移



※本県の人件費について、平成 23 年度から平成 26 年度までは決算ベース、平成 27 年度は最終補正後ベース、平成 28 年度は当初予算ベースとしている。

- 本県の人件費は、平成 23 年度の水準を下回っているものの、平成 26 年度以降増加傾向にあります。一方、地方財政計画の給与関係経費は平成 26 年度以降は横ばいとなっています。
- 平成 25 年度までは、地方財政計画と本県ともに減少傾向にあったものが、平成 27 年度以降では乖離が生じていることが分かります。

(4) 危機的な三重県財政の状況

(歳入面)

- これまで見てきたように、歳入面においては、県税収入が一定伸びてきたものの、地方交付税等が減額されたこともあり、一般財源収入総額としては微増にとどまっています。
- 一般財源収入だけでは歳出の伸びに十分に対応できずに、近年は、土地開発基金の取り崩しや住宅供給公社清算金収入などといった臨時的収入に頼らざるを得ない状況となりました。
- また、それらが尽きた平成 28 年度当初予算編成においては、企業会計からの借入という異例の手段が講じられたところです。
- これらの臨時的収入は、恒久的に期待することはできないため、三重県財政は、今後、歳出を構造面から見直さない限り、必要な歳出に対して歳入が不足する事態に陥るおそれがあります。

(歳出面)

- 歳出面では、社会保障関係経費が自然増等により引き続き増加を続けている状況にあることや、公債費が平成 34 年度に見込まれているピークに向けて増加を続けていること、人件費において本県では高齢層職員の割合が高く、退職手当も高い水準にあることが、財政状況を厳しくしている構造的な要因と考えられます。
- 一方で、平成 23 年度の紀伊半島大水害や平成 24 年度の台風 17 号等の被害に対する災害復旧や、リーマンショック以降の国の経済対策への対応など、県にとって真に必要な投資は実施されてきたところです。
- しかし、経常収支比率や実質公債費比率が悪化し、本県の財政の硬直化が急速に進んでいる現状にあることから、臨時的に必要な投資や今後の新規需要に対して、機動的に対応していくことが困難な状況になりつつあります。

(総括)

- このような危機的な状況を回避し、持続可能な財政運営が可能となるよう、更なる歳入確保はもとより、特に歳出面において、その構造から抜本的に見直すことが急務となっています。

2 今後の三重県財政の見通し

(1) 三重県の中期財政見通し（平成28年度～31年度）

今後の県財政の見通し（一般会計）については、毎年度の地方財政対策や、今後の景気動向に左右される面が多く、将来の見通しを示すことは困難ですが、県財政課において次の3つのパターンにより推計がされています。

推計A（自然体）

平成28年度当初予算をベースにして、一般行政経費において、大規模なイベント（第27回全国菓子大博覧会・三重（平成29年）、平成30年度全国高等学校総合体育大会、三重とこわか国体（平成33年））を考慮のうえ、それ以外の事業については、同程度の水準で推移するとした場合。

この場合、平成29年度以降の歳出と歳入の差額が、399億円～448億円と試算され、財政調整のための基金や財源不足を調整するための地方債（行政改革推進債と退職手当債）により、財政調整を実施した後においても、要調整額が193億円～240億円残ると試算されています。

推計A

（単位：億円）

区 分	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	備 考	
歳 出	人件費	2,227	2,222	2,230	2,221	既に決定されている給与制度の見直しの影響を反映
	退職手当	213	210	217	209	退職見込者数から推計
	社会保障関係経費	988	1,035	1,044	1,072	医療・介護等の増加要因を勘案して推計
	公債費	1,221	1,236	1,262	1,271	過去及び将来の発行状況により推計
	税収関連交付金	1,011	1,051	1,090	1,109	県税の伸び率と連動させて推計
	一般行政経費	1,940	1,880	1,777	1,759	大規模なイベント（第27回全国菓子大博覧会・三重（平成29年）、平成30年度全国高等学校総合体育大会、三重とこわか国体（平成33年））の実施や特定目的基金残高の減少を考慮のうえ、それ以外の事業については平成28年度と同程度の水準で推移するものと推計
	歳 出 計 A	7,386	7,425	7,402	7,433	

歳 入	県税	2,495	2,533	2,819	2,869	税制改正影響分を考慮の上、原則として名目経済成長率により推計
	地方消費税清算金	646	658	674	686	名目経済成長率により推計
	地方譲与税	289	294	30	30	地方法人特別譲与税の廃止（平成29年度）の影響を反映
	地方交付税 (臨時財政対策債、減収補てん債を含む)	1,795	1,798	1,816	1,772	地方財政対策と本県の県税収入、公債費の伸び等を勘案して推計
	国庫支出金	770	757	741	741	歳出に連動させて推計
	県債	660	617	547	545	歳出に連動させて推計
	その他	459	368	350	342	分担金負担金→歳出に連動させて推計 その他収入→基金の残高を考慮のうえ、原則として平成28年度と同程度の水準として推計
	歳 入 計 B	7,113	7,026	6,977	6,985	

歳出と歳入の差額 (B-A)	△ 273	△ 399	△ 425	△ 448
-------------------	-------	-------	-------	-------

財政調整	273	399	425	448
財政調整のための基金	164	102	122	122
財源不足を調整するための地方債	109	104	97	86
要調整額	0	193	206	240

なお、平成 28 年 6 月補正予算後の財政調整のための基金残高は 13 億円ですが、これは、過去 3 カ年（平成 25 年度～平成 27 年度）の 6 月補正予算後の平均額（66 億円）に比して、53 億円少なくなっており、平成 29 年度当初予算編成に向けた財源確保がますます困難となってきました。

推計 B（歳出削減を実施する場合）

推計 A において、極めて厳しい財政状況が見通されていることを踏まえ、歳出削減努力（投資的経費を各年度 4%削減、政策的経費等を各年度 10%削減）を実施するとした場合においては、要調整額が 160 億円～174 億円と試算されています。

推計 C（収支均衡をめざす場合）

当該年度に見込まれる収入に見合った歳出規模とする収支均衡をめざす場合は、投資的経費については各年度 35%の削減、政策的経費等については各年度 30%の削減が必要となります。

いずれの試算においても、社会保障関係経費と公債費が引き続き増加し続け、退職手当も 200 億円を超える高い水準で推移するなどの要因で、極めて厳しい財政状況になると推計されています。

【参考⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について】

段階 ()は適用の基準	具体的な影響	実質赤字比率で適用される実質赤字額 ※
財政の早期健全化 (実質赤字比率が3.75%以上となった場合など)	○自主的な改善努力による財政健全化 ・財政健全化計画の策定(計画は議会の議決が必要) ・議決を得た計画については、総務大臣に報告が必要 ・計画を定めるにあたって、外部監査人に監査の要求が必要 ・実施状況の議会への報告義務 ・早期健全化が著しく困難と認められるときは総務大臣から必要な勧告を受ける。	157億円以上 ～209億円未満
財政の再生 (実質赤字比率が5.0%以上となった場合など)	○国等の関与による確実な再生 ・財政再生計画の策定(計画は議会の議決が必要) ・議決を得た計画については、総務大臣に報告が必要 ・計画を定めるにあたって、外部監査人に監査の要求が必要 ・議決を得た計画については、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。 ・再生計画が総務省の同意を得ていない場合、災害復旧事業債等を除く地方債の起債が制限 ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合、予算の変更等の勧告を受ける。	209億円以上

※ 実質赤字額は、三重県の標準財政規模(平成26年度決算:419,914百万円)を用いて、機械的に試算したものの。

(2) 国と地方全体の財政状況

わが国の国債残高は、年々増加の一途をたどっています。平成28年度末の国債残高は、約838兆円に上ると見込まれていますが、これは税収約15年分に相当します。また、国債残高は、税収がピークを迎えた平成2年度以降、約26年間で約664兆円と大幅に増加しています。景気低迷による税収の減少や景気対策のための減税等により歳入が減少した一方で、公共事業をはじめとした景気対策や高齢化等により社会保障関係費の増加等により歳出が伸び続けたことが原因です。

今後も、社会保障関係費は増加していく見込みであり、国の財政はますます厳しくなることが予想されます。

政府は、平成25年8月に「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」を閣議了解し、国・地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス)の平成32年度までの黒字化等の目標を掲げています。この達成に向けて、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」に「経済・財政再生計画」が盛り込まれ、歳出改革が進められているところです。

なお、平成29年4月から消費税率の引上げが予定されていましたが、平成31年10月まで2年半延期される方針が示される一方、平成32年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標は堅持されることになりました。

地方財政全体の状況については、国の制度に基づく社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費の減少で吸収している状況となっており、歳出は抑制基調になっています。

また、地方の財源不足は、近年、税収の回復に伴い縮小しているものの、平成 28 年度においても、5.6 兆円もの財源不足が存在しています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度（平成 30 年度）までにおいて、2015 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」と明記され、また、「人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、歳出増加を前提とせず、国・地方ともに徹底的な歳出抑制や債務の圧縮に取り組む必要がある」とされていることから、本県においても、一般財源総額の大きな増加が見込めない中で、歳出の抑制に取り組んでいく必要性が高まっています。

なお、消費税率の引上げによる増収分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施等の社会保障の充実や安定化などに充てられることとされていますが、平成 31 年 10 月まで消費税率の引上げが延期される方針が示されたことにより、これらの施策に充てる財源の確保に課題が残っています。

第Ⅱ章 財政の健全化に向けた基本的な考え方

1 基本的な考え方

(1) 本県財政の課題

これまで述べてきた本県財政の課題を整理すると、次のようになると考えます。

【短期的視点】

平成 29 年度当初予算編成に向けて、歳出面では経常的支出（公債費、社会保障関係費、人件費、補助費等）が増加して財政の硬直化が急速に進む一方、歳入面では一般財源総額の伸びが見込めない中、住宅供給公社清算金などの臨時収入や企業会計からの借入金の皆減に加え、財政調整基金の積み上がりが不足している状況となっている。こうした財源不足の状況をいかに解消し、どのように編成を乗り切るか。

【中期的視点】

歳出規模を経常的な歳入（県税収入、交付税、使用料・手数料など）の範囲内に抑えることができるような財政構造をいかに実現するか。

(2) 本県財政がめざすべき姿

本県の財政状況はこれまでにない危機的な状況にあります。このような状況にあっても、広域自治を担う本県は、人口減少対策、防災・減災、地域医療体制の確保などの喫緊の課題や、福祉、教育、雇用、産業振興等の多様な行政ニーズに引き続き応えていく責務と役割があります。

今後将来にわたってこの責務と役割を果たしていくためには、「**将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な行財政運営を維持**」していくことが不可欠であると考えます。

このため、今後は、これまでの取組に加え、更なる歳入確保や、財政の硬直化を招いている経常的支出の構造的見直し（これらの取組を本報告では「**財政の健全化に向けた集中取組**」とします。）に早急に着手することとし、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な財政運営を、できる限り早期に確立することが必要です。

一方、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（以下、「第二次行動計画」という。）や、「第二次三重県行財政改革取組（以下「第二次行革取組」という。）は、計画期間が平成 31 年度までとされており、これらの計画期間との整合性や、できる限り早期に財政の健全化を図らなければならないという観点から、財政の健全化に向けた集中取組の期間は、平成 31 年度までの 3 年間で望ましいと考えます。

2 具体的な目標

以上のことを踏まえ、本県財政がめざすべき具体的な目標としては、まず、

① 歳入に見合った歳出規模への転換（臨時収入に頼らない財政運営）

を図ることが重要と考えます。

この目標は、必ずしも財政指標ではありませんが、最低限めざすべき目標であると考えます。このためには、

- ・ 経常的支出の規模を引き下げていく
- ・ あわせて、当面は臨時的支出（投資的経費等）も抑制していく

ことが必要です。

この目標を管理する具体的な指標をどうするかについて考えていく必要がありますが、この趣旨に合う既存の指標としては、例えば「経常収支比率」が考えられます。ただし、この「経常収支比率」は決算時の指標であり、予算編成時において確認できないものであることから、予算編成の際に、経常的支出の規模が適正かどうかを判断するための新たな指標を設定することが望ましいと考えます。

予算編成の後、事後的に確認できる目標としては、

② 経常収支比率の改善

が考えられます。

具体的には、現状（平成 26 年度）における本県の数値 95.8%を、例えば、平成 31 年度までに平成 26 年度の全国平均である 93.0%以下とするようにし、以降もその水準を上回らないようにしてはどうかと考えます。

また、公債費の増加が本県における財政運営上の大きな課題であることから、公債費の抑制度合をチェックする指標も必要です。予算編成時には、第二次行動計画の目標である「県債残高」を管理しつつ、予算編成の後、事後的に確認できる目標としては、

③ 実質公債費比率の改善

が考えられます。

具体的には、現状（平成 26 年度）における本県の数値 14.7%を、例えば、平成 31 年度までに平成 26 年度の全国中位である 14.1%以下とするようにし、その後 3 年以内をめどに平成 26 年度の全国平均である 13.1%以下となるようにしてはどうかと考えます。

3 県民の皆さんや関係する市町、県職員に向けて

持続可能な財政運営を維持できるよう、今後、県が本報告を踏まえた「財政の健全化に向けた集中取組」を推進していく必要があります。

そのためには、県財政の現状に対して、まずは県職員一人ひとりの認識を深めるとともに、市町、関係する団体、県民の皆さんにも県の状況をご理解いただき、それぞれの役割のもとで県の取組に協力いただくことが不可欠と考えています。

そこで、県民の皆さんや関係する団体に対して、県としての方針や取組を公表するに際しては、わかりやすい内容とするとともに、将来の展望が描きやすいものとする必要があります。

あわせて、市町・県職員に対しては、説明会を開催するなどして、危機的な県財政の状況を十分理解できるよう丁寧な説明が必要です。

第三章 財政の健全化に向けた具体的方策 ～「集中取組期間」に重点的に取り組むもの～

これまで述べてきたような三重県財政の現状と課題を踏まえ、検討を重ねてきた具体的方策については、以下のとおりです。

1 歳入

(1) 県税収入の確保

本県の県税収入については、歳入の34%（平成26年度決算）を占め、最も大きな歳入財源となっています。県税収入の中では、個人県民税、法人二税（法人住民税・法人事業税）の割合が大きくなっています。県税収入の23%を占める法人二税については、景気変動の影響を受けやすい税ですが、個人県民税（県税収入の28%）は、法人二税と比べ、税収の変動が比較的小さい安定的な税と言えます。将来的な税収の増加につなげるために、中長期的な視点に立った人口減少対策や産業振興への取組を実施していかねばなりません。

県税の徴収率については、個人県民税の徴収率がその他の税と比べて相対的に低い状況にあることから、例えば、普通徴収の特別徴収への切り替えについて、これまで以上に県と市町が連携を図り、取り組んでいくことが重要です。また、近年では、平成26年度から自動車税のクレジットカード納付、平成28年度からMMK（マルチメディアキオスク）による納付を実施していますが、多様な納付手段の普及を促進し、納税者の利便性を向上させることも重要です。

本県では、法定外目的税である産業廃棄物税を導入しているほか、地方税法で規定する標準税率を超えた税率で課税する超過課税について、みえ森と緑の県民税（個人・法人県民税均等割）及び法人県民税法人税割において実施し、課税自主権を活用した税収の確保を行っています。一方で、過疎・半島地域等における産業振興のため課税免除・不均一課税や身体障がい者の社会参画のための減免を実施し、政策的な減税も行っています。

こうしたことから、以下の取組を実施していくことが必要であると考えます。

- ① 徴収率の向上に向けて、県内市町との連携を深め、個人住民税の特別徴収を推進するとともに、市町の徴収力の底上げのための効果的な徴収方策や徴収体制の実現に向けて取り組むこと。
- ② 県税の納付を確実なものとすることは歳入確保の取組として重要であることから、納税環境の整備や広報等の取組を推進すること。

- ③ 課税自主権の拡大（超過課税の実施・法定外税の創設）や政策減税の縮小について検討することも有効であるが、その場合には、歳出抑制策と合わせて県民に説明し、理解を得ることを前提とすること。

(2) 財産の有効活用、未利用財産の売却促進

本県においては、これまで第1次県有財産利活用計画（平成18年度～平成20年度）、第2次県有財産利活用計画（平成21年度～平成23年度）及びみえ県有財産利活用方針（平成24年度～平成27年度）に基づき、未利用地等の売却に取り組んできた結果、10年間で約24億円の売却収入となっています。

平成28年3月に策定した第二次みえ県有財産利活用方針（平成28年度～平成31年度）においては、未利用財産の売却予定額を5億円とするとともに、貸付など売却以外のより有効な活用手法についても検討し、県有財産の有効活用と売却を進めることとしています。なお、みえ県有財産利活用方針に基づく個別財産の利活用計画では、平成28年度時点で、売却予定財産が約9.3億円（時価評価額）、利活用を検討する財産が約27.1億円（公有財産台帳価格）となっています。

貸付による有効活用については、平成22年度から、県有施設内の余裕スペースを自動販売機の設置場所として貸付を行ってきましたが、第二次みえ県有財産利活用方針では、庁舎等の施設で現に空室となっており、当面の間、行政用途での使用見込みのないスペース（部屋）についても、行政運営に支障のない範囲において貸付を行っていくこととしています。他の都道府県においては、施設内未利用スペース（部屋）を民間事業者の執務室等として貸付している事例があり、本県においても検討が必要です。

なお、未利用財産について、時機を逃さず利活用を図るには、売却や貸付の候補となる財産を一つでも多く把握しておくことが必要です。

こうしたことから、以下の取組を実施していくことが重要と考えます。

- ① 県有施設の利活用の現状や今後の見込み等を踏まえた施設評価を実施するなかで、未利用財産がある場合は、個別財産の利活用計画に原則計上することとし、利活用の対象となる財産を適切に把握したうえで、時機を逃さない有効活用を図ること。

また、施設内未利用スペース（部屋）を貸付ける場合にあっては、基本的な貸付ルールを策定したうえで、速やかに全庁的な取組を展開すること。

- ② 県有施設内の余裕スペースについては、自動販売機をはじめ県民や施設利用者の利便性の向上に資する設備の新規設置場所や活用需要の発掘に努め、

余裕スペースの積極的な活用に取り組むこと。

- ③ 売却予定財産については、不動産関係事業者等へ売却情報を早期に提供することや、入札の結果、不落となった物件について先着順による売払い方式を採用することなど、新しい売却手法を積極的に検討し、一層の売却を進めること。

(3) 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料については、「当初予算要求にあたっての基本的事項について」において、「特に、3年以上改正を行っていないものについては、見直しを行うこと。」とされています。しかし、最近の改正実績をみると、大規模な改正が行われた平成26年度の消費税率の引上げ時を除いては、法律の改正に伴う項目の新設が多くなっており、定期的に必要な経費の精査を行い、見直しが実施されているとは言えない状況にあります。

他の都道府県においては、施設の維持管理費について原価計算を行い、利用者の見込みに基づき収支が均衡する設定が可能か検討したうえで、他の都道府県や民間サービスの価格水準と比較考量して料金を設定している事例等があり、本県においても様々な視点からの見直しが必要です。

なお、指定管理者制度を導入している施設については、条例や契約内容によっては、使用料を指定管理者の収入とし、指定管理期間の当該収入見込みと管理経費の見込みの差額を指定管理料として契約時点で交付総額を決定していることに留意が必要です。

また、三重県公債権の徴収に関する条例において、貧困その他のやむを得ない経済上の理由により、使用料・手数料を納付することが著しく困難であると認められる者又は公益上特別の必要があると認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は減免をすることができる旨の規定が定められており、当該規定に基づき各種の減免等が行われています。

こうしたことから、以下の取組を実施していくことが重要と考えます。

- ① 「当初予算要求にあたっての基本的事項について」を踏まえ、3年間見直しが無いものは可能な限り早期に見直すこと。また、現在、使用料・手数料を徴収していない事務についても、他の都道府県の事例等を参考に徴収の可否について検討すること。
- ② 使用料・手数料の見直しにあたっては、光熱水費や施設・設備の維持管理費等、所要経費の料金積算への算入を徹底すること、利用者の見込等に基づき収支を均衡させること、他の都道府県や同様の民間サービスと比較するこ

と等、様々な視点から見直し方針を設定すること。

- ③ 指定管理者制度を導入している場合は、指定管理委託の更新時に適正な価格となるよう条例や指定管理料の見直しを行うこと。
- ④ 各種減免や徴収猶予の規定については、当該規定の必要性・妥当性について改めて点検し、見直しの可否について検討すること。

(4) その他の歳入確保

最終とりまとめで意見を記載します。

2 歳出

(1) 公債費・投資的経費の抑制

公債費が今後の県債の償還ピーク（H34年度頃）に向けて増加する見込みの中では、公債費負担をいかに減らしていくかが財政運営上の大きな課題となっています。そのためには、今後の県債発行そのものを抑制するとともに、県債の償還期間を可能な限り延ばしていくことが必要と考えます。

また、今後の投資をどのように実施していくかを検討するにあたっては、これまで建設してきた県有施設の老朽化に伴い、補修・更新経費の増加が見込まれる中で、新たな投資が必要なのか慎重な検討が必要です。

さらに、人口減少の進展といった、今後見込まれる財政運営上の課題にも、十分留意する必要があります。

こうしたことから、以下の取組を実施していくことが重要と考えます。

- ① 県債発行に直結する投資的経費については、財政状況が好転するまでの間、抑制を図ること。
- ② 施設の老朽化に伴う補修・更新経費の増加が見込まれる中、そうした分野に財源を振り向けざるを得ないことから、既存インフラの長寿命化を図るとともに、今後の投資にあっては、厳しく優先度をつけ、真に必要なものに絞ること。
- ③ 県有施設（ハコ物）については、当面、原則として新たなものの着手を見合わせる。今後、新設又は建替を行おうとする場合にあっては、人口推計や施設の維持管理費を十分考慮するとともに、そもそも施設が県民ニーズに基づくものかどうか慎重に検討すること。その際、県内市町や近隣県の既存施設を有効活用することで、施設を建設せずとも目的が達成できないかも含めて検討すること。
- ④ 県債の運営にあたっては、財政状況が好転するまでの間、償還期間を適切な範囲で延長することとし、単年度の元金償還負担を圧縮すること。また、公営企業については、制度的に起債の償還期間が延ばされたことを踏まえ、今後は、その償還期間で発行することも検討すること。

(2) 県単独補助金の見直し

今後、一般財源総額の大きな伸びが期待しにくい中で、歳出の中で大きな割合を占めている補助費の見直しは避けられません。補助費には社会保障関係経費のような県に裁量の余地が少ない義務的な補助金が含まれており、それらの自然増が想定されているため、県に裁量の余地のある補助金については、厳しい選択と集中が必要と考えられます。

特に県が単独で実施する補助金においては、これまでも見直しの対象としていた補助率の高い補助金や少額の補助金、国の補助に対して上乗せしている補助金が一定存在していることから、改めて集中的に見直す必要があります。

また、終期設定のない補助金が多くを占めていること、補助金の政策目的が達成され、効果があったのかどうか事後的に評価する仕組みが十分でないことから、補助金のスクラップアンドビルドが進みにくい状況にあると考えられます。

こうしたことから、以下の取組を実施していくことが重要と考えます。

- ① 平成 15 年 12 月 5 日付け「県単補助金の見直し方針」を改めて徹底すること。(付属資料を参照)
- ② 新規の補助金については、当分の間、全体の事業費に対する最大の補助割合を 3 分の 1 とすること。ただし、政策誘導を目的とする補助金で、早急にもその効果をあげる必要があるものは、当初 1 年（最長 2 年）に限り、最大の補助割合を 2 分の 1 とすることができること。
- ③ 既存の補助金については、制度創設から長年経過する中で当初の意義が薄れつつある事業（実績を上げ県の支援の必要性が薄れたものも含む）や、予算額に対して補助実績が低いものについては、廃止・縮小・統合を図ること。
- ④ 終期がない補助金は、見直しを行ったうえで、当面必要と判断するものであっても、必ず終期（3 年以内の間）を設定することとし、その期間内に見直しを行うこと。
- ⑤ 市町や団体に対する県単補助金の中で、市町村や団体向けの国の直接補助と補助対象が重なり得るものについては、各実施主体が国の補助金を活用するよう促したうえで、県単補助金としては見直すこと。また、地域の課題解決に向け、県と市町が連携して取り組むことが効果的であるものについては、県単補助金ではなく、それぞれにおいて地方創生推進交付金が活用されるよう取り組むこと。

- ⑥ 事業規模の大きい県単補助金は、県財政に与える影響が少なくないことから、他の都道府県の状況や交付税措置の状況等を踏まえながら、予算編成の中でその見直しを検討すること。
- ⑦ 県の財政状況が厳しいことから、市町に対する財政支援的な性格を有する補助金の見直しを検討すること。
- ⑧ 補助金がめざす効果は何かを明らかにするとともに、交付によりそれが実現できたか事後的に検証できるような仕組みを構築すること。

(3) 社会保障関係経費のあり方

社会保障関係経費は、医療費や介護給付費が対象者数の増加や医療の高度化などによる自然増に伴って増加傾向にあり、高齢化の進展に伴い、今後も増加する見込みです。

社会保障関係経費は、法令で義務付けられたものが多く、そうしたものは県の裁量の余地がないという点にも留意しつつ、国の動向や社会経済情勢などの推移も見据えながら、県の役割や給付の水準と範囲が適正であるかなど、常に考慮していく必要があります。

一方、国において、税と社会保障費の一体改革が進められている中、その財源としている消費税の税率引き上げを延期する方針が示されたことから、引き続き、今後の動向を注視する必要があります。

最終とりまとめで意見を記載します。

(4) 総人件費の抑制

第二次行革取組（平成 28 年度～31 年度）において、「業務運営方法の改善や民間活力の導入促進等の既存事業の見直しを通じて、総人件費の抑制を図りながら、効率的で機動的な業務遂行が可能となる組織体制・運営や弾力的な勤務形態のあり方などについて検討を進めます。」としたところです。

人件費は、歳出総額の約 3 割、一般財源総額の約 4 割を占めるとともに、義務的経費の中で最も割合が大きいことから、引き続きその動向に留意する必要があります。

最終とりまとめで意見を記載します。

(5) その他の歳出見直し

物件費などの経費について、メンバーからの独自提案等も含め、順次検討を進め、最終とりまとめで意見を記載します。

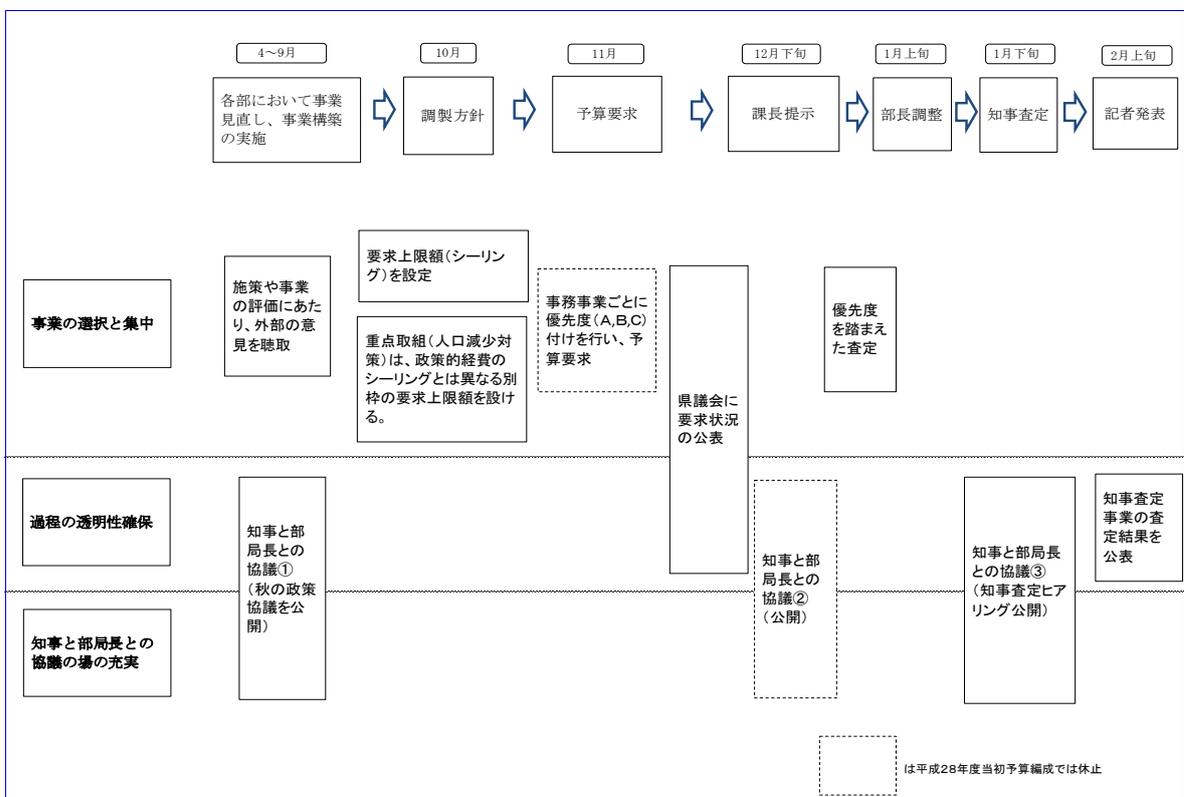
3 予算編成の仕組み

(1) 現行の予算編成プロセスについて

現行の予算編成プロセスは、平成 25 年度予算編成から、限られた財源を柔軟に無駄なく配分するため、施策別財源配分制度の廃止、政策的経費における優先度判断の導入、知事と部局長による協議の場の充実等に取り組むものとなっています。

こうした仕組みにより、事業の選択と集中を図る一方で、将来に向けた必要な分野には重点化するメリハリのある予算編成が可能としています。

引き続き、この予算編成プロセスを円滑に運用するとともに、現下の危機的な財政状況に対応し得るよう、具体的な運用についての見直しが必要と考えます。



(2) 事業の選択と集中をより一層図る仕組みについて

予算要求区分のうち政策的経費については、毎年の厳しいシーリングにより、その規模が大きく減少してきており、これまで以上の厳しいシーリングを設定しても、それだけでは巨額の財源不足を賄うことは困難な状況にある一方、大規模臨時的経費については、高止まりの状況となっていることから、何等かの抑制策が必要となってきています。

特定政策課題枠は、毎年の経営方針で示される重点取組を対象としていますが、危機的な財政状況の中、その範囲や規模をどのようにするかについては、慎重な検討が必要です。

平成 28 年度当初予算編成から導入した事務事業本数の削減目標の設定については、間接コストの縮減等、一定の成果があがっているものの、今後継続的に取り組んでいく上では、事業の休止など、思い切った見直しができるよう、仕組みを見直す必要があります。

こうしたことから、以下の取組を実施していくことが重要と考えます。

- ① 大規模臨時的経費については、その規模を抑制するとともに、従来、政策的経費の予算調整で実施してきた優先度判断の手法を大規模臨時的経費にも導入し、事業の選択と集中を図ること。
- ② 特定政策課題枠の範囲や規模については、十分な精査を行ったうえで、真に必要なものに絞り込むようにすること。なお、継続して特定政策課題枠に位置づけられている事業については、継続して取り組むための恒久的な財源がないとも言え、その財源確保をどのようにするのか、全庁的な議論が必要であることを付記する。
- ③ より一層メリハリのある予算編成とするため、事業費の薄切りではなく、事業の休止が促進されるような仕組みを導入すること。

第Ⅳ章 第二次行動計画等との関係について

1 第二次行動計画との関係について

(1) 現状

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画では、61の施策について、それぞれ県民指標と活動指標を設定し、計画の最終年度（平成31年度）までに、それらの目標達成に向けて取組を進めていくこととされています。

(2) 財政の健全化に向けた具体的方策との関係について

本報告で提案する具体的な方策を実行すれば、歳出全般にわたり予算の制約を受けることになると考えますが、限られた予算の中であっても目標達成ができるよう、第Ⅲ章の3（2）で提案する「事業の選択と集中をより一層図る仕組みについて」などに取り組まれることにより、一層メリハリをつけた予算編成とすることが必要と考えます。

2 第二次行革取組との関係について

(1) 現状

第二次行革取組では、「協創・現場重視の推進」、「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」、「残された課題への的確な対応」を柱として、11の具体的取組を、計画期間中（平成28年度～31年度）取り組むこととされています。

(2) 財政の健全化に向けた具体的方策との関係について

本報告で提案する具体的な方策について、県として取り組むこととする場合には、第二次行革取組の具体的取組に反映することが必要と考えます。

財政健全化に向けた庁内検討組織の設置について

平成 28 年 4 月 22 日
総 務 部

1 庁内検討組織設置の趣旨

本県の財政状況は、歳出面では、社会保障関係経費が医療・介護の自然増等により引き続き増加している状況にあることに加え、人件費において高齢層職員の割合が多くなっていることや、公債費が今後の県債償還のピークに向けて近年大きく増加するなど、財政の硬直化が進み、財政運営の自由度が急速に失われており、平成 29 年度以降の予算編成に向けて、歳入歳出全般にわたる抜本的な対策が不可欠となっています。

このため、平成 28 年度を初年度とする「第二次三重県行財政改革取組」を着実に推進するとともに、さらに、機動的な財政運営の確保に向けて、より具体的で効果的な方策を検討するため、庁内横断的な検討組織を立ち上げることとします。

2 庁内検討組織について

行財政改革推進本部に、検討テーマに応じたワーキング・グループ（以下、「WG」という。）として、「歳入確保WG」と「歳出改革WG」を設置し、財政再建に資する具体的で効果的な方策について検討を進めます。

(1) WGの体制

- ・課長補佐級又は主査級からなる職員（10～12名程度）で構成する。
- ・WGには、メンバーの互選により、リーダー及びサブリーダーを置く。

(2) 各WGで検討するテーマ

- ① 歳入確保WG
多様な財源確保、県有財産の貸付・売却の促進 など
- ② 歳出改革WG
歳出項目全般

(3) WGメンバーの募集方法

- ① 歳入確保WG
 - i) 総務部財政課・税収確保課・管財課職員、地域連携部市町行財政課職員（それぞれ若干名）

ii) 公募の職員 3 名程度

応募多数の場合は、総務部長の選考により決定する。

② 歳出改革WG

i) 総務部財政課職員、地域連携部市町行財政課職員（それぞれ若干名）

ii) 公募の職員 6 名程度

応募多数の場合は、総務部長の選考により決定する。

(4) 公募の方法

各部局の行財政改革推進主管課を通じて募集する。その際、当該主管課長の推薦を必要とする。

(5) WGメンバーの選考基準

次のいずれの条件も満たす者とする。

i) 課長補佐級又は主査級の職員

ii) 予算又は経理事務に携わった期間が通算して3年以上ある職員

※予算又は経理事務に携わった期間は、各部局の予算（経理）主管課、総務部財政課、地域連携部市町行財政課及び出納局の在籍期間に限る。

※WGの検討テーマに直接関わる業務に従事する職員については、この限りでない。

iii) 課題の検討にあたって、積極的に取り組む姿勢を持ち、かつ、公平、公正、客観的に判断できる力を有する者

(6) 会議の運営

- ・リーダーは、会議を招集し、その進行を円滑に行うものとする。

※リーダーが欠けたときは、その職務はサブリーダーが行うものとする。

- ・必要に応じて、検討テーマに関する専門的知見を有する者を会議に招聘し、意見を聴くことができるものとする。
- ・会議は、非公開とする。

(7) 各WGの処務

各WGの処務は、総務部財政課が所管する。

(8) 議事録の作成及び保管

議事録の作成は、総務部財政課が所管し、作成後は財政課内に保管する。

(平成15年12月5日付け「県単独補助金の見直し方針」の写し)

H15. 12. 5

県単独補助金の見直し方針

本県では、平成15年3月に「三重県地方分権推進方針」として本県が対応すべき地方分権改革の基本方針を定めたところである。この基本方針を踏まえ、本県では、今後、市町村等に対する県の関与を縮小し、市町村等の自主性・自立性を尊重し、県と市町村等との対等協力を進める観点から、市町村等に対する県単独補助金について、抜本的な見直しを順次行っていくこととし、平成16年度予算編成においては、高率補助金、零細補助金等の廃止もしくは見直しを行うこととする。

なお、廃止、見直しにあたっては、市町村等の予算編成や激変緩和等を配慮し、必要に応じて経過措置を講じることは可能とするが、その場合、原則として本県の財政健全化の「集中取組期間」に成果を出すものとする。

1 平成16年度予算編成における見直し対象事業

○ 市町村に対するもの

県単独で実施している補助金で次の(1)～(4)に該当するもの

(1) 高率補助金

ア 補助率が1/2を超える補助金

イ 定額で補助を行っているもので、その額が補助対象事業費全体に対して1/2を超える補助金

《見直しにあたっての留意事項》

上記定義による高率補助金のうち、

- ・ 法令で県が全額あるいは高率で補助することが明記されているもの
- ・ 市町村の起債償還金に対する補助で、既に過去に意志決定をし、補助を行っているもの

については、見直し対象から除くこととする。

(2) 零細補助金

ア 個々の市町村への交付額が、1,000 千円未満の補助金

但し、経過措置として、平成16年度は、500 千円未満を対象として見直しを図ることとする。

《見直しにあたっての留意事項》

- a 市町村で複数の箇所等が対象となる場合は、個々の案件毎で、1,000 千円未満のものを対象とする。
- b 市町村への補助が、メニュー方式の場合、個々のメニュー単位で見直しを行うものとする。
- c 県の補助を受けて、市町村が個人やNPO等の団体へ交付するものは見直し対象から除くこととする。

(3) 市町村に対する交付税措置と重複している補助金

ア 当該補助対象経費にかかる市町村への交付税措置が、具体的かつ明確に規定されている事業に対する補助金

《見直しにあたっての留意事項》

- a 市町村には、交付税措置があるが、都道府県には措置されていないような経費は、原則として廃止する。

(4) 国庫補助事業に対する県単上乗せ補助金

ア 国の補助率に対して、県単措置として補助率を嵩上げし、市町村負担を軽減しているもの
(法や国の補助要綱上の制度スキームにその前提として、県補助金が入っているものを除く。)

例)	国の補助制度	国	1/2	市町村	1/2		
	県単上乗せ制度	国	1/2	県	1/4	市町村	1/4

イ 国の補助単価に対して、県単措置として補助単価を嵩上げし、市町村負担を軽減しているもの

例)	国の補助制度	補助単価	1,000 円/m ²
	県単上乘せ制度	〃	1,200 円/m ²

(国の補助単価 1,000 円/m²+県単措置 200 円/m²)

ウ 国の補助対象基準に対して、県単措置として基準変更をすることによって、市町村負担を軽減しているもの

例)	国の補助制度	補助対象基準	1,000 m ² 以上
	県単上乘せ制度	〃	800 m ² 以上

(国の補助対象基準 1,000 m²-県単措置 200 m²)

《見直しにあたっての留意事項》

- a 当該国補事業に対する県の支援が法令に明確に規定されているものは、見直し対象から除くものとする。
- b 国の補助スキームとして、県の上乗せ補助を前提として実質上運用されており、県が補助しないと市町村へ国庫補助金が交付されないものについては、国への制度改正を要望し、制度改正をしたうえで見直し行うこととする。
- c 準過疎対策に伴う上乗せ補助金（いわゆる横出し補助金も含む）についても、原則として見直しの対象としていくこと。

○ 各種団体に対するもの

県単独で実施している補助金で次の（１）～（３）に該当するもの

（１）高率補助金

「市町村に対するもの」に準じる。

（２）国庫補助事業に対する県単上乘せ補助金

「市町村に対するもの」に準じる。

(3) 県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金

平成15年2月の包括外部監査からの指摘事業も含め、県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金

2 新規補助事業の取り扱いについて

- (1) 新規補助事業の創設にあたっては、上記見直し方針と整合性を保つこととし、見直し対象事業に該当するような新規補助金の創設は行わないこととする。

- (2) 新規補助事業の創設にあたっては、既存補助事業を廃止するなど、スクラップ・アンド・ビルドを原則とするとともに、必ず終期設定を行ったうえで、新規補助制度を創設することとする。

《見直しにあたっての留意事項》

- a 重点プログラムにおける新規補助制度についても、上記方針によるものとする。